

土岐市駄知こども園設計業務委託 特記仕様書

第1 業務概要

1. 業務名称

土岐市駄知こども園設計業務委託

2. 業務内容

- (1) 駄知こども園建設工事の基本設計業務
- (2) 駄知こども園建設工事の実設計業務
- (3) 駄知小学校附属幼稚園解体工事の実設計業務
- (4) 測量調査業務
- (5) 地質調査業務

3. 履行期間

契約締結の日から令和6年12月20日まで

※基本設計、測量調査、地質調査に係わる業務は令和6年3月29日まで

4. 計画施設概要

- (1) 施設名称：土岐市駄知こども園
- (2) 所在地：土岐市肥田町肥田287番地135
土岐市駄知町1858番地1、1931番地8
- (3) 施設用途：幼保連携型認定こども園
(平成31年国土交通省告示第98号 別添二第7号第1類及び第11号第1類)
- (4) 敷地の条件
 - ①敷地面積：約9,100㎡
 - ②用途地域：ア. 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
イ. 第一種低層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率100%）
 - ③防火地域：建築基準法第22条区域
 - ④その他：宅地造成工事規制区域、土砂災害特別警戒区域
- (5) 施設の条件
 - ①延床面積：技術提案による（1,500㎡程度を想定）
 - ②主要構造：技術提案による
 - ③階数：技術提案による
 - ④耐震安全性の分類
 - ア. 構造体類：Ⅱ類
 - イ. 建築非構造部材類：A類

ウ. 建築設備類 : 乙類

⑤必要な室等

乳児室又はほふく室

沐浴室

調乳室

保育室

遊戯室

多目的室

職員室

保健室

調理室

相談室

休憩室

洗濯室

図書コーナー

D E N

その他必要となる室

その他（プール、屋外遊戯場、屋外遊具、外構工事 ほか）

※室面積等の算定の基となる定員（見込）は別添1のとおり。

⑥駐車場：駄知こども園の利用者及び職員駐車場は合計50台程度とし、利用者用の15台以上は屋根等を設置すること。

(6) インフラ整備状況

①上水道：市上水道

②下水道：市下水道

③ガ ス：L Pガス

④電 気：中部電力架空引込

⑤通 信：N T T架空引込

(7) 解体する施設等

①駄知小学校附属幼稚園 園舎

所在地：土岐市肥田町肥田287番地135

土岐市駄知町1858番地1、1931番地8

用途：幼稚園

建築年度：昭和53年築

延床面積：921㎡

構造：鉄筋コンクリート造、平屋建

②その他附属設備

渡り廊下、プロパン庫、遊具、屋外倉庫、フェンス等

第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によるものとし、発注者と受注者の協議により決定する。

1. 配置技術者

(1) 管理技術者

①建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

②受注者の組織に所属していること。

(2) 主任技術者

①建築（総合）、建築（構造）、設備、測量、地質調査ごとに各担当業務に精通し、業務を十分に遂行できる能力を有する者を配置すること。なお、要件を満たす場合に限り複数の業務を兼ねることができる。

②建築（総合）主任技術者は一級建築士の資格を有し、受注者の組織に所属していること。

(3) 照査技術者

①管理技術者の要件に準ずる。

※管理技術者と照査技術者は他と兼ねることができない。

※土岐市駄知こども園設計業務プロポーザル実施要領により提出した書類に記載した管理技術者、主任技術者、照査技術者は原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。

2. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成・提出すること。

①業務遂行方針

②業務詳細工程

③業務実施体制及び組織図

④管理技術者、各主任および担当技術者の一覧表及び経歴書

⑤協力者がある場合は、協力者の名称、業務分野、具体的な内容、協力を受ける理由及びその技術者の一覧

⑥その他発注者が必要とする事項

※協力者との契約に当たっては、平成31年国土交通省告示第98号の報酬基準を参考に設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。また、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は除いてもよい。

3. 業務の内容及び範囲

設計業務は、本仕様書に基づき行うこと。

(1) 一般業務の範囲

土岐市駄知こども園の建設に関する設計を行う。建物建設に付随する工事（園庭整備工事、外構工事、造成工事、駐車場整備工事、既設建物解体工事等）の設計も行う。

一般業務は平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項による業務とする。設計意図の伝達に関する業務は除く。

①基本設計

- ア. 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ. 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ. 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ. 機械設備基本設計に関する標準業務

②実施設計

- ア. 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- イ. 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ウ. 電気設備実施設計に関する標準業務
- エ. 機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

①積算業務

- ア. 建築積算
- イ. 電気設備積算
- ウ. 機械設備積算

②透視図作成

③模型製作

④確認申請、許可申請、認定申請手続き業務

⑤関係法令等に基づく各種申請手続き業務

- ア. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年法律第69号）に基づく施設整備
- イ. 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）に基づく施設整備
- ウ. その他

⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

⑦概略工事工程表の作成

⑧住民説明等に必要な資料の作成、説明会がある場合の支援

⑨職員及び保護者等へのヒアリング（ワークショップ）・アンケート等の支援

⑩園庭整備工事設計業務

⑪外構工事設計業務

⑫造成工事設計業務

⑬駐車場整備工事設計業務（上屋設計業務共）

- ⑭解体工事設計業務
- ⑮小学校屋外倉庫改築工事設計業務（4.5㎡程度の倉庫を小学校敷地内に建替）
- ⑯補助交付金等申請手続き業務の支援
- ⑰家具備品レイアウト業務
- ⑱仮設計画の検討
- ⑲解体建物のアスベスト含有建材調査（分析調査は別発注）
- ⑳学校進入道路整備設計業務（既存園舎西側）
- ㉑公立学校施設台帳図面作成業務

(3) 設計に必要な調査業務等

①地質調査業務

建物配置計画に基づき、施設の設計に必要な地質を把握するために調査を行うこと。調査については、標準貫入試験を行い、調査位置、個数については別途協議の上決定する（建築確認申請、構造計算適合判定等で必要となる本数以上とする。）。その他、設計業務（建築確認申請、構造計算適合判定等の手続を含む。）を行った上で必要な調査（室内土質試験、孔内水平載荷試験、液状化判定等）を行い設計に反映させること。

②測量調査業務

設計対象区域において現地調査、平面及び高低測量等を実施し、現地状況や周辺道路も含めた既存構造物の位置等設計に必要な情報を詳細に把握し、設計に反映させる。

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- ①本業務の実施は、本特記仕様書に基づき実施すること。
- ②契約締結後、速やかに発注者と協議し、業務に着手すること。
- ③受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- ④受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うとともに、発注者から報告を求められた場合は、速やかに応じること。

(2) 適用基準

- ①設計は、関係法令及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修による「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説」の最新版に準拠する。
- ②積算は、「公共建築工事積算基準」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）、建築数量積算基準（（一財）建築コスト管理システム研究所発行）の最新版に準拠する。
- ③交付金に関することは、公立学校施設整備事務ハンドブック（公立学校施設法令研究会編著）の最新版に準拠する。
- ④その他については、発注者の指示によるものとする。

(3) 打合せ及び議事録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出すること。

- ①業務着手時
- ②発注者又は管理技術者が必要と認めたとき

(4) 業務の履行に係る条件

- ①基本設計、測量調査、地質調査に係わる業務：令和6年3月29日まで
- ②成果品の取扱い

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

③写真の著作権の権利等

- ア．写真は土岐市が行う事務及び発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用できる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- イ．あらかじめ発注者の承諾を受けた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ・写真、資料、業務内容、業務結果を公表すること。
 - ・写真、資料を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5. 業務上の配慮事項

下記事項に配慮するものとする。

(1) 一般事項

- ①受注者は発注者と緊密な連絡を取り、要望を聞き取りながら十分な調整を行い、業務を遂行すること。
- ②設計業務を進める各段階にて、発注者、施設管理者と情報共有や調整、協議を行い、業務を進めること。
- ③施工条件及び施工方法の検討を行うこと。
- ④業務に関し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議の上、その指示に従い履行すること。
- ⑤現地での調査は、発注者及び施設管理者と事前調整を行い、実施すること。
- ⑥発注者より業務遂行に必要な資料があれば貸与する。ただし、内容については別目的で使用及び公表しないこと。また、貸与した資料は発注者の請求があったとき及び業務完了時には速やかに返却すること。
- ⑦建築基準法ほか関係法令の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、発注者の指示に従うこと。
- ⑧デザイン性を重視する余り、機能性や合理性に欠けた設計としないこと。利用者が快く利用でき、施設管理者の維持管理・施設運営を考慮した設計とすること。
- ⑨工事コストの低減を目指すほか、完了後の維持管理費等のコスト削減に留意すること。また、厨房施設等の付帯設備における熱源利用方式並びに設備の資材及び機

器等の選定に当たっては、イニシャルコスト及びランニングコスト等の比較検討を行うこと。

- ⑩建物の長寿命化を考え、躯体、仕上げの耐久性や更新性に優れたものとする。
- ⑪設計にあたっては、周辺への影響（日射、電波障害等）が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。また予想される事項については発注者と協議を行うこと。
- ⑫特殊な工法、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめ発注者と協議を行うこと。
- ⑬建物構造、施設設備の機能において、エネルギーの効率的な利用を図り、維持管理を含めた総合的な省エネルギー対策を施した施設とするため、環境に配慮した提案を行うこと。
- ⑭業務完了後であっても、本業務の範囲内において、解明調査等が必要になった場合は協力すること。
- ⑮設計に必要な一切の調査を行う。
- ⑯本業務に関する一切の費用は、受注者の負担とする。

（２）特記事項

- ①解体建物のアスベスト含有建材調査を行うこと。
- ②解体建物において、アスベスト含有が見込まれる建材等については、図面及び写真にて報告する。なお、分析調査が必要な場合は別途発注とする。分析調査の結果、アスベスト含有が確認されたものは、アスベスト処理方法(解体、除去等)を検討し、設計図に記載する。
- ③施設の性質に適合した設計とし、教育・保育の環境、子どもの動線等を考慮した上で最適な構造とすること。また、関係各庁と協議する場合、資料の作成や説明のための随行等に協力すること。
- ④小学校の運営にも配慮した設計を行うこと。
- ⑤送迎時に渋滞等混雑のないよう送迎車（利用者及び関係者）の動線について検討を行うこと。
- ⑥本業務委託及び工事は、補助金及び交付金の交付申請を行う。本業務遂行中若しくは完了後、補助金及び交付金申請等において関係各庁から説明を求められたときは、資料の作成や説明のための随行等に協力すること。
- ⑦確認申請等の手数料については、東濃建築事務所に申請を行った場合の手数料相当額のみ発注者が負担するものとする。
- ⑧太陽光発電施設設置に関する検討及び設計を行うこと

6. 提出物

- ①管理技術者届（経歴書、資格証の写し共）
- ②各担当主任技術者届（経歴書、資格証の写し共）
- ③照査技術者（経歴書、資格証の写し共）
- ④業務計画書
- ⑤業務委託料内訳書

- ⑥打合せ議事録
- ⑦委託業務完了届
- ⑧その他発注者が指示するもの

7. 成果品の提出

(1) 基本設計業務

区分	設計の種類等	部数
建築 (総合)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計説明書 ・基本設計図 仕上表 面積表及び求積図 現況図 敷地案内図 配置図 平面図 立面図 断面図 矩計図 外構計画図 撤去図 造成計画図 その他必要図面 	5部程度
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築（総合）工事概要書 ・工事費概算書 	5部程度
建築 (構造)	・構造設計説明書	5部程度
	・建築（構造）工事概要書	5部程度
	・工事費概算書	5部程度
電気設備	・電気設備設計説明書	5部程度
	・電気工事概要書	5部程度
	・工事費概算書	5部程度
機械設備	・機械設備設計説明書	5部程度
	・機械設備工事概要書	5部程度
	・工事費概算書	5部程度
外構	・外構設計説明書	5部程度
	・外構工事概要書	5部程度
	・工事費概算書	5部程度
解体	・解体設計説明書	5部程度

	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事概要書 ・解体費概算書 	<p>5 部程度</p> <p>5 部程度</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各種技術資料 ・各記録書 ・概略工事工程表 ・透視図 ・模型（敷地全体を含む） ・環境計画書 ・コスト縮減計画書 ・アスベスト含有建材調査報告書 ・地質調査結果報告書 ・測量調査結果報告書 ・仮設計画概要書 ・ライフサイクルコスト計算書 	<p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>5 部</p> <p>3 カット</p> <p>1 台</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>5 部</p> <p>1 部</p>

- ①設計図は必要に応じて適宜追加すること。また発注者と協議の上、図面名称の変更や集約をできることとする。発注者側に帰すべき事由による設計条件の変更がない限り、設計図に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。
- ②成果品は発注者が指示する方法で製本すること。製本資料の表紙、背表紙には工事名等印字すること。
- ③成果品データについては、原則 Excel（工事費内訳書は Excel データとする。）、Word、Jww（図面は Jww データとする。）で作成し、オリジナルデータと PDF データも含め、電子データとして 1 部提出すること。
- ④電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。
- ⑤その他発注者の指示によるものを成果品として提出すること。

（2）実施設計業務

区分	設計の種類等	部数
共通	共通設計図等	原図 1 部
	表紙	適宜
	図面目録	適宜
	工事概要	適宜
	工事区分表	適宜
	特記仕様書	適宜
	敷地案内図	適宜
	配置図	適宜
	面積表・面積計算表	適宜
	法規チェックリスト	適宜

<p>建築 (総合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（総合）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 内外仕上表 各階平面図 立面図 断面図 天井伏図 屋根伏図 平面詳細図 矩計詳細図 階段詳細図 各部詳細図 室内展開図 建具表 総合仮設計画図 ・ 昇降機設備図 <ul style="list-style-type: none"> 昇降機設備図 ・ 工事費積算書（金入り内訳書） ・ 単価算出表 ・ 積算数量計算書 ・ 建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・ 刊行物単価比較表 ・ 見積 ・ 見積比較表 ・ 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書、開発申請図書等） ・ 各種計算書 	<p>原図 1 部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>原図 1 部</p> <p>適宜</p> <p>3 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p> <p>必要部数</p> <p>1 部</p>
<p>建築 (構造)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築（構造）設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 構造基準図 構造伏図 軸組図 各部構造リスト 各部構造詳細図 土質柱状図 ・ 構造計算書 ・ 工事費積算書（金入り内訳書） ・ 単価算出表 ・ 積算数量計算書 	<p>原図 1 部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>1 部</p> <p>3 部</p> <p>1 部</p> <p>1 部</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・刊行物単価比較表 ・見積 ・見積比較表 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書、開発申請図書等） ・各種計算書 	<p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>必要部数</p> <p>1部</p>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 幹線系統図 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図（各階） 動力設備系統図 動力設備平面図（各階） 弱電力設備系統図 弱電力設備平面図（各階） 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図（各階） 屋外設備図 太陽光発電設備図 ・電気設備設計計算書 ・工事費積算書（金入り内訳書） ・単価算出表 ・積算数量計算書 ・建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・刊行物単価比較表 ・見積 ・見積比較表 	<p>原図 1部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>1部</p> <p>3部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書、開発申請図書等） ・各種計算書 	<p>必要部数</p> <p>1部</p>
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和・換気設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 ・給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生機具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 汚水処理設備図 特殊設備設計図 屋外設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・工事費積算書（金入り内訳書） ・単価算出表 ・積算数量計算書 ・建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・刊行物単価比較表 ・見積 ・見積比較表 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請 	<p>原図1部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>原図1部</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>適宜</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>3部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> <p>必要部数</p>

	図書、開発申請図書等) ・各種計算書	1部
外構	・外構設計図 困障・外柵堀等平面図及び詳細図 造園植栽平面図及び詳細図 舗装等平面図及び詳細図 雨水排水流出抑制平面図及び詳細図 ・工事費積算書（金入り内訳書） ・単価算出表 ・積算数量計算書 ・建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・刊行物単価比較表 ・見積 ・見積比較表 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請 図書、開発申請図書等） ・各種計算書	原図1部 適宜 適宜 適宜 適宜 3部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 必要部数 1部
造成	・敷地造成設計図 敷地現況図 敷地平面図 縦横断面図 擁壁平面図及び断面図 ・工事費積算書（金入り内訳書） ・単価算出表 ・積算数量計算書 ・建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・刊行物単価比較表 ・見積 ・見積比較表 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請 図書、開発申請図書等） ・各種計算書	原図1部 適宜 適宜 適宜 適宜 3部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 必要部数 1部
解体	・解体設計図 内外仕上表 各階平面図 立面図 断面図	原図1部 適宜 適宜 適宜 適宜

	矩計詳細図 構造伏図 各部構造リスト 各部詳細図 アスベスト除去図 ・工事費積算書（金入り内訳書） ・単価算出表 ・積算数量計算書 ・建設物価等採用刊行物（コピー提出不可） ・刊行物単価比較表 ・見積 ・見積比較表 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請 図書、開発申請図書等） ・各種計算書	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜 3部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 必要部数 1部
その他	・各種技術資料 ・各記録書 ・各種検討資料 ・概略工事工程表 ・省エネルギー関係計算書	1部 1部 1部 5部 1部

- ①設計図は必要に応じて適宜追加すること。また発注者と協議の上、図面名称の変更や集約をできることとする。発注者側に帰すべき事由による設計条件の変更がない限り、設計図に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。
- ②成果品は発注者が指示する方法で製本すること。設計図については、製本1部、縮小A3版製本7部、縮小A3版をA4折返して3部提出すること。製本図面の表紙、背表紙には工事名等印字すること。
- ③成果品データについては、原則Excel（工事費積算書はExcelデータとする）、Word、Jww（図面はJwwデータとする）で作成し、オリジナルデータとPDFデータも含め、電子データとして1部提出すること。
- ④電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。
- ⑤原則建設物価等刊行物の単価を採用すること。採用できない場合は見積を原則3社以上から徴収すること。
- ⑥工事費積算書の備考欄に出典、項数を記載すること。
- ⑦工事費積算書は、交付金対象金額との2段書（上段赤書き）とすること。
- ⑧発注者が必要と指示する入札用仕様書データ（金抜き内訳書等）を作成すること。
- ⑨その他発注者の指示によるものを成果品として提出すること。

第3 委託料支払方法

本業務は、2年間に渡り業務を遂行するものであるが、各年度における費用の支払方法については、契約書において、年度毎に定める手続に従い支払うものとする。支払時期は次のとおりとする。

契約書に定める支払額は、落札金額より発注者、受注者双方の協議にて決定するものとする。

(1) 令和6年度

支払時期：基本設計業務に関する成果品納入後

支払額：契約書に定める支払額

(2) 令和7年度

支払時期：実施設計業務に関する成果品納入後

支払額：契約書に定める支払額

別添1

土岐市駄知こども園定員（見込）

年齢区分	定員	配置基準	部屋数	備考
0歳児	9人	3：1	1	
1歳児	12人	6：1	1	
2歳児	12人	6：1	1	
3歳児	30人	20：1	2	
4歳児	30人	30：1	1	
5歳児	30人	30：1	1	
計	123人			
職員	20人程度			